

青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD) 及び スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会（以下「委員会」という。）の構成、役割、運営等について定める。

(役割)

第2条 委員会は、全学のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が持続的に実行されるよう、次の事項について審議するとともに、各年度におけるFD活動の推進機能を併せもつものとする。

- (1) FD 活動の企画立案
- (2) FD 活動の実施計画の立案
- (3) FD 活動の評価
- (4) FD 活動に関する情報の収集
- (5) その他、学長の諮問事項

2 委員会は、前項の役割に加えて、事務職員のスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動が持続的に実行されるよう、次の事項について審議するとともに、各年度におけるSD活動の推進機能を併せもつものとする。

- (1) SD 活動の企画立案
- (2) SD 活動の実施計画の立案
- (3) SD 活動の評価
- (4) SD 活動に関する情報の収集
- (5) その他、学長の諮問事項

3 前2項における各活動においては、教員と事務職員の役割分担を明確にすると共に、相互に連携・協同して業務に取りくむものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 教務委員長
- (4) 事務局長、総務課長及び教務課長、学生課長
- (5) 学長が委嘱する委員 若干名

2 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 3 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 委員会は、年2回以上開催する。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
- 4 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 委員会は、委員の過半数をもって成立し、審議事項の決裁には出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局において処理する。ただし、SD活動にのみ係る事項については、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。